

令和3年第3回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第19号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場駐車場において、強風により飛ばされた施設の屋根が、市内在住者所有の軽乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を645,106円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第20号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年5月17日鹿沼市樅山町479番3地先市道3059号線上において、都市建設部職員が運転する小型貨物自動車が、市内在住者宅のブロック塀に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を129,800円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第19号と同じ。

- ◎ 報告第21号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年5月25日鹿沼市貝島町5028番地25市内在住者の自宅敷地内において、保健福祉部職員が運転する軽乗用自動車ブロック塀に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を55,923円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第19号と同じ。

- ◎ 報告第22号 令和2事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和2事業年度における事業及び決算に関する書類を、法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

- ◎ 報告第23号 令和2年度鹿沼市継続費精算報告について

平成30年度から3か年継続事業として実施した北小学校整備事業が令和2年度をもって終了したので、報告するものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第145条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（中略）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

- ◎ 報告第24号 令和2年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

(参照条文) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第2項から第7項まで 省略

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

第2項及び第3項 省略

- ◎ 認定第1号 令和2年度鹿沼市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第2号 令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◎ 認定第 3号 令和2年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 4号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 5号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 6号 令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 7号 令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度一般会計予算は、当初以来12次にわたる補正を行った結果、予算総額は63,447,285,251円となり、これに対して決算額は、歳入において58,636,530,929円、歳出において55,432,683,319円、歳入歳出差引額3,203,847,610円であり、実質収支において1,660,282,035円の黒字決算となったものである。

なお、歳入歳出差引額と実質収支の差額は、継続費及び繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源1,543,565,575円である。

この予算の執行に当たっては、引き続き厳しい財政の実態を認識し、極力、経費節減に努めながら、4年目を迎えた第7次鹿沼市総合計画「チャレンジ15プロジェクト」の着実な推進を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症対策及び令和元年東日本台風による災害復旧事業を推進し、議決された予算の目的達成を図るよう努めた結果、歳出予算における執行率は89.9パーセント、翌年度への繰越事業を含めると94.3パーセントであり、行政需要に 대응する執行を成し遂げたと信ずるものである。

なお、監査委員から別冊「令和2年度鹿沼市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」において意見が付されているとおり、引き続き健全な行財政運営を推進するとともに、指摘の点については、十分留意する考えである。

また、各特別会計とも実質収支において黒字決算となり、行政目的を達し得た

ものと確信するものである。

(参照条文) 地方自治法

第233条 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

第4項から第7項まで 省略

◎ 認定第 8号 令和2年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について

令和2年度の水道事業は、拡張工事として配水管を5,191.4メートル新設し、改良工事では出水不良管布設替等で3,506.2メートルの更新を行い、配水の適正化に努めたほか、第3浄水場に紫外線処理施設装置を設置し、当該地区の安定供給に努めた。建設改良費総額では、1,230,574,134円の支出であった。

また、年度末の給水人口は、87,629人で前年度比0.4パーセントの減となり、年間総給水量は、10,662,680立方メートルで前年度比0.4パーセントの増であった。

この結果、決算においては、収益的収支で当年度純利益221,499,660円であった。

なお、決算の内容については、別冊「水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「決算審査意見書」において意見が付されているとおり、今後も拡張事業や各種建設改良事業を進めながら、引き続き効率的な事業運営と経費の節減に努め、事業運営の健全化を推進するとともに、良質で安全な水の安定供給に努め、市民福祉の増進を企業目標として努力するものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第30条 第1項から第3項まで 省略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(中略)に付さなければならない。

第5項から第9項まで 省略

◎ 認定第 9号 令和2年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について

令和2年度の下水道事業は、市内各地域において污水管拡張工事を行い、中央分区において下水道管更生工事を行った。また、雨水幹線整備事業として、府中雨水第一幹線及び日吉雨水第一幹線の整備を行った。建設改良費総額では、1,257,898,670円の支出であった。

また、年度末の接続人口は、61,718人で前年度比0.1パーセントの減となり、年間処理水量は、11,109,259立方メートルで前年度比4.2パーセントの減であった。

この結果、決算においては、収益的収支で当年度純利益599,621,569円であった。

なお、決算の内容については、別冊「下水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「決算審査意見書」において意見が付されているとおり、今後も施設の耐震化や管渠の劣化状況に応じた維持・改修等を計画的に進めながら、引き続き効率的な事業運営と経費の節減に努め、事業運営の健全化を推進するとともに、安全・安心で快適な社会の実現に向けた良好な下水道サービスを継続的に提供するため、努力するものである。

(参照条文) 認定第8号と同じ。

◎ 議案第62号 専決処分事項の承認について

(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、児童扶養手当費、生活保護運営対策事務費及び予備費の増減額を計上したもので、この補正額を197,579,000円の増とし、予算総額を41,170,957,000円とするものである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決

しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第2項 省略

◎ 議案第63号 令和2年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 295,155,418 円のうち 70,000,000 円を減債積立金に、70,000,000 円を利益積立金に、81,499,660 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、73,655,758 円を資本金へ組み入れるためのものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第32条 第1項 省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は（中略）、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

第3項及び第4項 省略

◎ 議案第64号 令和2年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 100,865,939 円のうち 50,000,000 円を利益積立金に、50,865,939 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第 6 5 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について

歳入については、国県支出金、繰越金等の増額を計上し、歳出については、予防接種費、商業振興推進事業費、道路整備事業費、校舎等施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 1,920,963,000 円の増とし、予算総額を 43,091,920,000 円とするものである。

なお、地方債の補正については、第 2 表のとおりである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 6 6 号 令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、予備費の増額を計上したもので、この補正額を 290,944,000 円の増とし、予算総額を 10,550,744,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 6 5 号と同じ。

◎ 議案第 6 7 号 令和 3 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

（参照条文） 議案第 6 5 号と同じ。

◎ 議案第68号 令和3年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

歳入については、国庫支出金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金、償還金等の増額を計上したもので、この補正額を102,002,000円の増とし、予算総額を8,839,002,000円とするものである。

(参照条文) 議案第65号と同じ。

◎ 議案第69号 令和3年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰越金の増額を計上し、歳出については、これを予備費に計上したもので、この補正額を8,434,000円の増とし、予算総額を1,159,734,000円とするものである。

(参照条文) 議案第65号と同じ。

◎ 議案第70号 令和3年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第1号）
について

歳入については、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、これを財政調整基金積立金に計上したもので、この補正額を2,454,000円の増とし、予算総額を2,676,000円とするものである。

(参照条文) 議案第65号と同じ。

◎ 議案第 7 1 号 令和 3 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）
について

歳入については、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、これを財政調整基金積立金に計上したもので、この補正額を 312,000 円の増とし、予算総額を 672,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 6 5 号と同じ。

◎ 議案第 7 2 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

収益的支出において、支出総額を 6,600,000 円増額補正するものである。

(参照条文) 議案第 6 5 号と同じ。

◎ 議案第 7 3 号 市道路線の認定について

上野町地内において、新たに築造された道路を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 3 項から第 5 項まで 省略

◎ 議案第 7 4 号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

人事院規則の一部改正に準じ、新型コロナウイルスの措置に係る作業に従事した職員に対する感染症等防疫救護手当の額の特例を定めるためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 7 5 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 7 4 号と同じ。

◎ 議案第 7 6 号 鹿沼市文化活動交流館条例の一部改正について

貸出施設としての石蔵を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 7 4 号と同じ。

◎ 議案第 77 号 鹿沼市公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員佐伯全弘氏が令和 3 年 9 月 23 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方公務員法

第 9 条の 2 第 1 項 省略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

第 3 項から第 12 項まで 省略